

山形県大江町

企業版ふるさと納税の

ご支援をお願いします

■大江町は

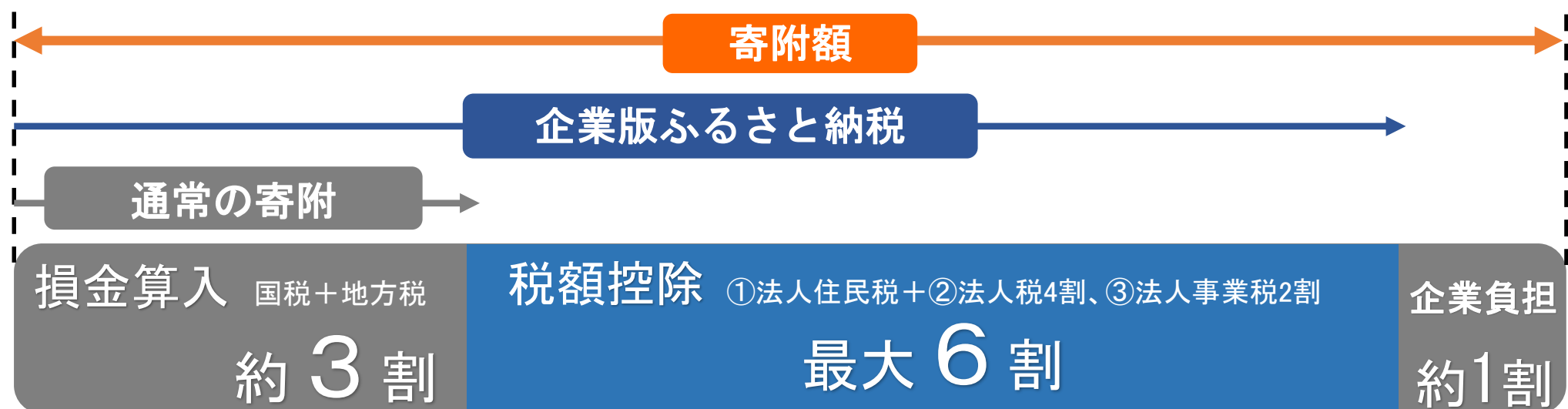
山形県のほぼ中央部、村山地域の西部に位置し、東に蔵王連峰、西に朝日連峰、北に月山を望み、朝日連峰を源とする月布川が西から東に流れ、日本三大急流の一つ最上川へ合流しています。東西24km、南北16kmで面積の約8割が森林の自然豊かな人口約8,000人の町です。



■企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、法人関係税の優遇措置を受けられる制度です。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減されます。



（例）100万円寄附で最大90万円の法人関係税（法人住民税、法人税、法人事業税）が軽減

科目ごとの 特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

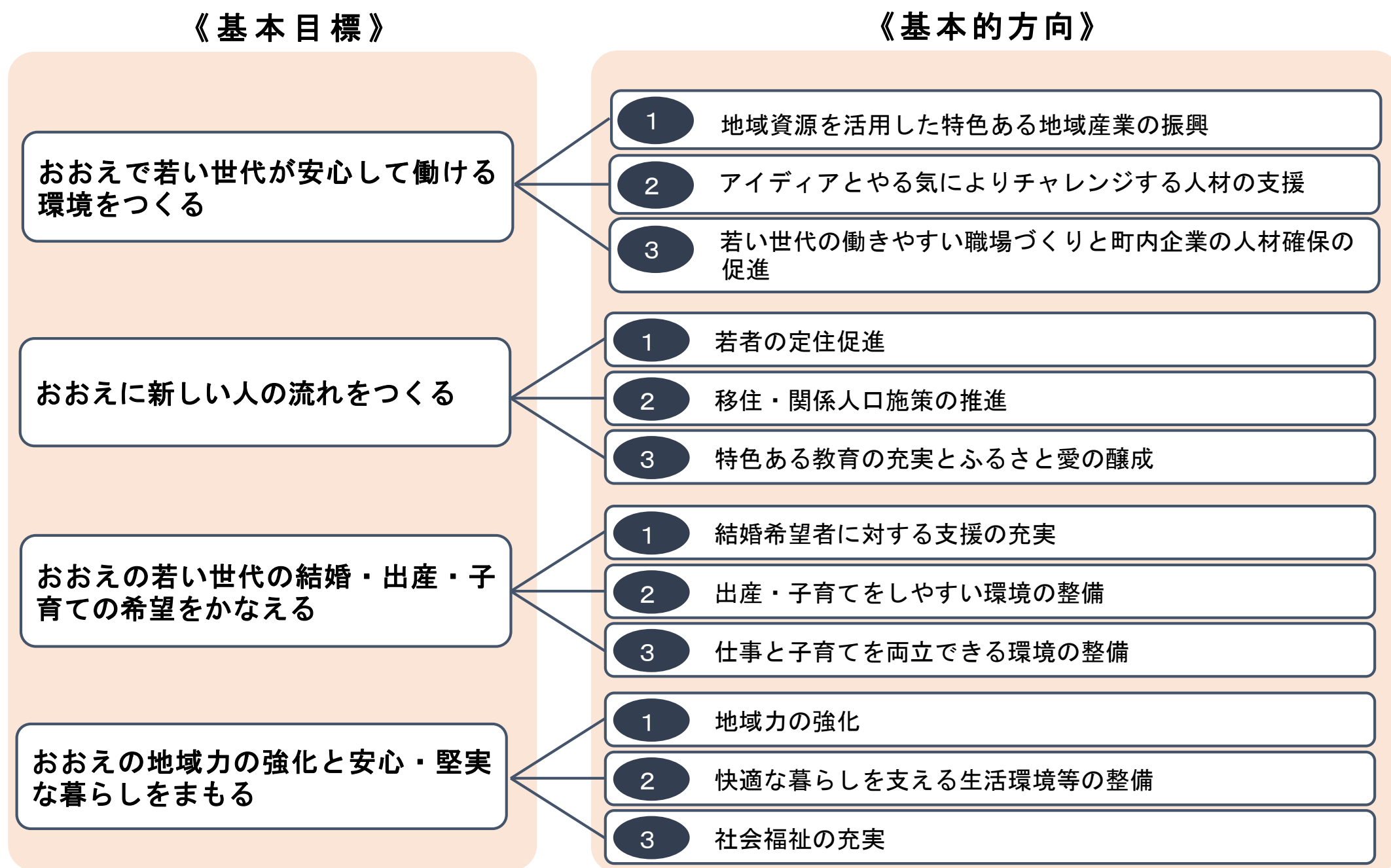
■企業版ふるさと納税のメリット

SDGs・地方創生の達成
に貢献する企業としての
イメージアップにご活用
いただけます！

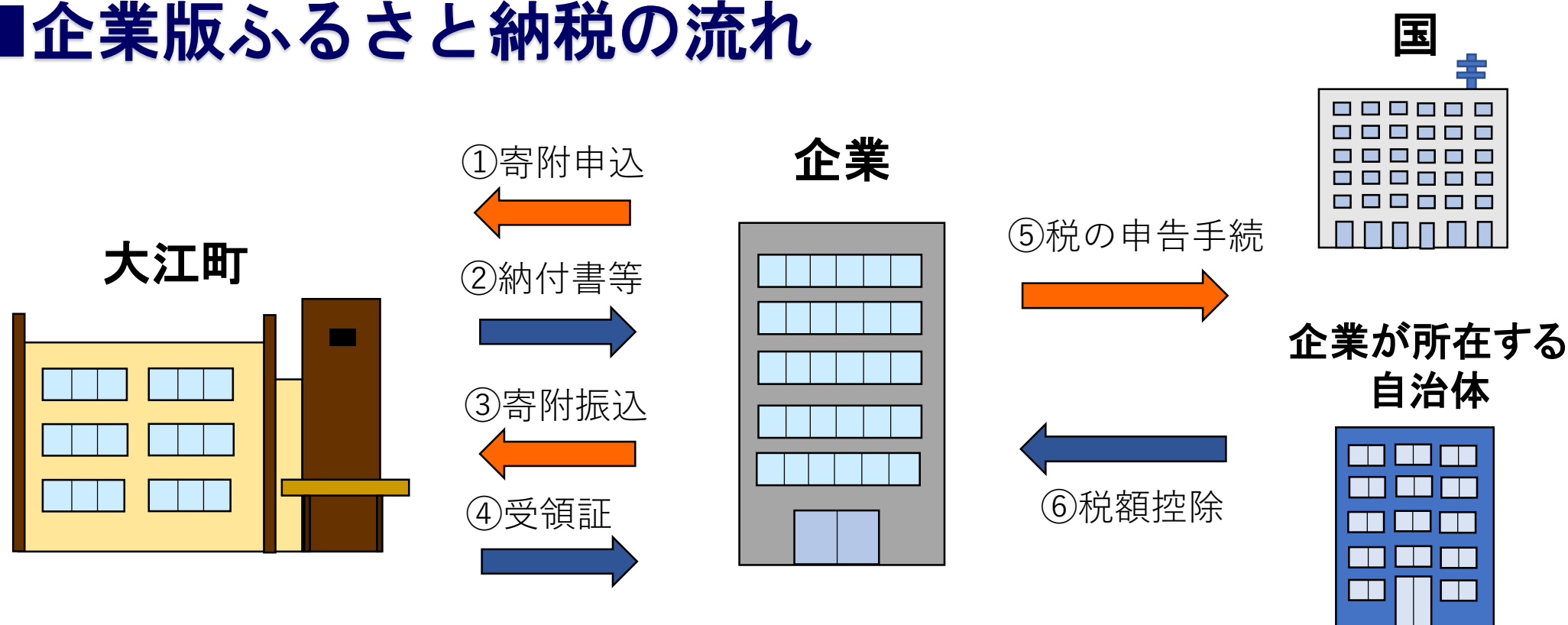
法人関係税の高い軽減
効果が得られます！

■大江町が取り組む地方創生プロジェクト

内閣総理大臣に認定された「大江町まち・ひと・しごと創生推進計画」は、SDGsや地方創生の目標達成に資する計画です。



■企業版ふるさと納税の流れ



※1回あたり10万円以上の寄附が対象です。

※本社が大江町以外に所在する企業からの寄附が、本制度の対象となります。

※寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

《お問合せ・寄附の申込先》

大江町政策推進課

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1

TEL:0237-62-2118 FAX:0237-62-4736 E-mail:seisaku@town.oe.yamagata.jp